



26大店立審第9号

平成26年11月19日

高知県知事様

高知県大規模小売店舗立地審議会会長



平成26年6月19日付け26高経支第161号にて依頼を求められた、平成26年7月1日付け告示に係る下記1の事案について、下記2のとおり意見を申し述べます。

記

1. 事案

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(名称) ドラッグコスモス北本町店

(所在地) 高知市北本町三丁目303番2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(名称) 株式会社コスモス薬品

(代表者氏名) 代表取締役 宇野 正晃

(住所地) 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

第一福岡ビルS館4階

(3) 大規模小売店舗を新設する日

平成27年2月18日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,470平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

位置：建物配置図に表示

収容台数：50台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

位置：建物配置図に表示

収容台数：39台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

位置：建物配置図に表示

面積：80.0平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置：建物配置図に表示

容　量：15.0立法メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業社名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口数：2箇所

位　置：建物配置図に表示

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 2. 意見

当該案件は大規模小売店舗立地法に基づく「指針」において求められている配慮事項について、適切な対応がなされていると考えられるため、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの知事の意見を述べる必要がないものと認めます。

## ドラッグコスモス北本町店の答申に対する付帯事項

1. 近隣に高知市立江陽小学校や高知市立城東中学校がある為、店舗付近の道路が通学路となっており、店舗東側及び北側に隣接する歩道を多くの児童・学生が通行している現状がある。

このことから来店者の駐車場への入退場時に一時停止及び確認を促す看板が設置される計画となっているが、なお店舗利用者に対して継続的な注意喚起を行うこと。